

動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、動物の衛生及び検疫の分野における二国間の協力のために両国の環境を改善することを希望し、動物の伝染性疾病の国境を越えるまん延を防止するための取組を強化することを希望し、それぞれの国の農業、畜産業、漁業及び公衆衛生を保護することを意図し、相互主義に基づく両締約国政府間の公正かつ衡平な友好関係がこれらの目的に資することを認識して、次のとおり協定した。

## 第一条

この協定の適用上、

- (a) 「動物」とは、家畜、家きん、鳥獣類、魚類、えび類、かに類、貝類、蜂その他の飼養されている又は野生の動物をいう。
- (b) 「動物由来の製品」には、動物に由来する肉、原皮、原毛、羽毛、臓器、脂肪、血液、精液、卵子、

受精卵、骨、ひづめ、頭、角及び臍<sup>けん</sup>並びに乳及び卵を含む。

(c) 「動物衛生証明書」とは、国際獣疫事務局の証明書のひな型に倣って作成される有効な文書であつて、検疫の対象となる動物、動物由来の製品又は他の品目の健康状態又は衛生状態に関して動物の検疫に係る当局が交付するものをいう。

## 第二条

両締約国政府は、動物及び動物由来の製品の安全な取引を円滑にすることを目的として、病原体によつて汚染されている可能性がある動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の輸入、輸出又は通過から生ずる動物の伝染性疾病の国境を越えるまん延から自国を保護するため、国境を越える動物の疾病の管理における協力のための制度を改善する。

## 第三条

この協定の実施について責任を負う権限のある当局は、次のものとする。

- (a) 中華人民共和国については、農業農村部及び海関総署
- (b) 日本国については、農林水産省

#### 第四条

1 両締約国政府は、日本国農林水産省及び中華人民共和国農業農村部が、動物衛生当局として、この協定の枠組みの下で、動物の衛生に関する協力覚書その他の文書について交渉し、及びこれに署名することをそれぞれ認める。

2 両締約国政府は、日本国農林水産省及び中華人民共和国海関総署が、輸入及び輸出に関する動物の検査を行う規制当局として、この協定の枠組みの下で、動物、動物由来の製品及び飼料の輸入、輸出及び通過のための動物の衛生及び検査の要件に関する協力覚書その他の文書について交渉し、及びこれに署名すること並びに関連する動物衛生証明書の見本を確認し、及び交換することをそれぞれ認める。

3 1及び2に規定する署名された協力覚書その他の文書は、この協定に従って誠実に実施されなければならない。

#### 第五条

1 一方の締約国政府の国から他方の締約国政府の国に輸出される動物、動物由来の製品及び飼料については、輸入国の動物の衛生及び検査に関する法令及び規則並びに前条に規定する協力覚書その他の文書に従

う。

2 両締約国政府は、輸入締約国政府が輸出締約国政府の規制当局によって交付された動物衛生証明書を求める場合には、1に規定する輸出される動物、動物由来の製品及び飼料に当該動物衛生証明書の原本が添付されることを確保する。

3 2に規定する動物衛生証明書の技術的な様式については、前条2に規定する規制当局が協議を通じて相互に合意する。

4 輸入締約国政府は、輸入国の動物の衛生及び検査に関する法令及び規則並びに前条に規定する協力覚書その他の文書に従い、輸出締約国政府の国から輸入する動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物について検査を行う権利を有する。輸入締約国政府は、問題を探知した場合には、積荷において発見された外国の動物の疾病、寄生虫及び有害な物質の侵入を防ぐために、検査に係る処置を実施し、又は制限的な措置を採用する権利を有する。

5 輸入締約国政府は、検査の対象となる品目が病原体その他病害虫を保有していることが判明した場合又は検査の対象となる品目が自国の動物検査に関する法令及び規則の要件を満たしていない場合には、適時

に輸出締約国政府に通報する。

## 第六条

両締約国政府は、次のことにより、動物、動物由来の製品、飼料、梱包、容器及び他の媒介物の取引についての行政及び科学技術に関する情報交換に係る協力を円滑にする。

- (a) 自国内で生ずる次の事案の詳細について、適時に相互に通報すること。
  - (i) 国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病及び感染の最初の発生又は再発
  - (ii) 国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病の新型の病原体の最初の発生
  - (iii) 国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病に係る分布、発生率又は致死率の突然かつ予想外の増

加

- (b) 自国内で発生した国際獣疫事務局が通報の対象としている他の動物の伝染性疾病に関する半年ごとの公式報告書を交換すること。

- (c) 隣接する国において発生した国際獣疫事務局が通報の対象としている疾病の侵入を防ぐために実施した防止及び管理のための措置について相互に通報すること。

(d) 二国間の取引を円滑にすることを目的として、他方の締約国政府の動物の衛生に関する措置を把握し、及びこのような措置の同等性を確保するため、動物の衛生に関する行政及び運営に係る協力及び経験の共有を実施すること。

(e) セミナー等の手段を通じて、動物の健康、獣医公衆衛生、輸出入の際の検査及び検疫、動物の個体識別並びに情報の管理及び伝達並びに動物の健康における薬剤耐性に関する技術的な情報を交換すること。

(f) 動物の検疫及び衛生の分野における法令及び規則に関する官報その他の出版物を交換すること。

(g) 獣医分野における診断方法及びワクチンの研究開発において協力すること。

#### 第七条

両締約国政府は、前条(a)から(g)までに規定する協力の実施において、それぞれの国内法令及び両締約国政府間で効力を有する適用可能な国際協定に従って、著作権、特許その他の知的財産を保護する。

#### 第八条

1 各締約国政府は、自己の利用可能な予算上の財源の範囲内で、次の活動の費用を負担する。

- (a) 動物の検疫及び動物の衛生管理に関する自国政府の代表団の訪問（動物の検疫及び動物の衛生管理の実施又は運営上の経験の共有に関する訪問を含む。）
  - (b) セミナー及び他の科学分野の会議への自国政府の専門家又は研究者の派遣
- 2 各締約国政府は、情報、官報及び出版物を他方の締約国政府に送付する費用を負担する。
  - 3 1及び2の規定にかかわらず、両締約国政府は、この協定の範囲内の活動についての資金に関する取決めを決定することができる。

#### 第九条

- 1 この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によって解決する。
- 2 第四条に規定する協力覚書その他の文書の解釈又は実施から生ずる紛争は、第三条に規定する権限のある当局の間の協議によって解決する。権限のある当局の間の協議によって当該紛争を解決することができるが、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によって解決する。

#### 第十条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了したことを外交上の経路を通じて書面により相互に通告することにより、その通告のうちいずれか遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する関係法令に従って実施される。

2 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国政府も、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が受領された日の後六箇月の期間が満了する日まで効力を有する。

#### 第十一条

この協定は、他の国際協定、条約及び議定書に基づく各締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第十二条

この協定の改正は、両締約国政府間の書面による合意によって行われるものとし、第十条1に規定する手続と同様の手続に従って効力を生ずる。



以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十九年十一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

横井裕

中華人民共和国政府のために

孔鉉佑